

『田園回帰とコモン化からみた入会林野の位相』

中川秀一（明治大学教授）

キーワード：田園回帰、コモンズ論、棚田オーナー制度、Community Landownership

1. 本報告のねらい

今回の報告では、今日の入会林野や山村がおかかれている位相について、しばしば取り上げられるようになっている「田園回帰」やコモンズの理論を再検討することによって明らかにしようと試みました。

田園回帰は、東日本大震災以降頭著になった農山村や地方への人々のまなざしの変化を、農山村への移住現象と結びつけて、新たな社会的動向として理解することを提起した小田切徳美氏（明治大学農学部教授）に代表される考え方です。これらには、「農山村への移住」という人口現象をとらえる側面だけではなく、20世紀を特徴づける「都市化」（urbanisation）の方向性とは異なる農山村へのまなざしの変化を読み取ろうとする側面もあります。こうした考えは、urbanisationに対するruralisation（田園回帰）という、新しい時代の価値意識として理解できるのではないかと考えます。他方、コモンズ論は、ギャレット・ハーディングの「共有地の悲劇」（G. Harding, 1968）を梯子とした、エリノア・オストロム（E. Ostrom, 1990）の議論を基盤として、国家による政策や資本による資源の囲い込み—私有化とは異なる、地域資源管理の可能性に関して世界中の研究者が取り組んできた一連の実証的な研究とともに、D. Harveyによる都市化が貫徹した社会における新自由主義への対抗理論を構成するcommoing（以下、コモン化）として批判的に理解され（Harvey, 2012）、日本でも社会的共通資本論をコモンズの理論として解釈する動向がみられます（宇沢弘文・茂木愛一郎編, 1994）。

こうした動向を座標軸にしてみると、今日の入会・山村の位相が浮かび上がってくるのではないか、というのが、今回の報告の主旨です。

この座標軸で考えると、新自由主義の風潮の下で推進されていることや、それに抗する社会的共通資本論（コモンズ論）が目指すことを、都市化した社会におけるコモン化として理解できます。さらに、従来の地域社会やcommunityの空間的枠組みを基盤として生じている問題領域が、社会経済的環境の変化の中で新たな空間領域へと再編される過程で生じる相克として捉える手がかりが得られます。ruralisationの動向を踏まえるならば、農山村で生じている現象や問題群を考えることもできるのではないかでしょうか。本報告は、日本の入会林野や山村の現状を念頭に置きながら、スコットランドで進められている土地改革や日本の棚田オーナー制度などもその中に位置づけられる現象として参照しつつ考察した試論です。

2. 理論と概念の整理

1) コモン化 (commoning) について

入会林野に関する議論とコモンズ論と呼ばれる一連の議論については、両者を結びつけて考えることができる部分と分けて考える必要がある点とがあると思います。

ハーディンの「共有地の悲劇」と呼ばれる仮説的な考察を出発点として、数々のケーススタディが反証を展開してきたのがコモンズ論と呼ばれる潮流といえます（茂木愛一郎ほか監訳, 2012）。それらを整理し、理論的な考察をしたのがオストロムであり、多様な資源、環境のもとにおかれた資源を共有する制度に共通する性質を抽出しながら、国際的比較研究のプラットフォームを形成する礎を築きました。理論化のために実証研究を蓄積させつつコモンズに関する議論を促進してきたといえるでしょう。他方、日本の入会林野に関する議論は、歴史学や法社会学的なケーススタディを蓄積させつつ、歴史的存在としての入会の実態を解明してきました。抽象的な理論化ではなく、現実に存在する入会の問題に対峙してきたといえるかもしれません（北条 浩, 2014）。

本報告では、こうした議論に深入りすることはしませんが¹⁾、コモンズ論の議論を発展させたコモン化に関する議論を参照しながら、今日の入会の位相を明らかにする手がかりとしたいと思います。

まず、オストロムの議論を簡単に紹介しましょう。オストロムは、ハーディンの「共有地の悲劇」のような、中央権力や私有化による政策調整によって資源はよく管理されるという考え方に対して、ローカルコモンズによって資源はよりよく管理され得るという考え方を示しました (Ostrom, 1990)。2009年には、ノーベル経済学賞を受賞し、2012年に亡くなっています。オストロムは、長期的に持続する共有資源には、次の8つのポイントに集約されるような原則 (design principles) が存在すると指摘しています。それは概ね次のような内容でした。

- ①管理しなければいけない資源は何か、責任をもって分担できるのは誰かを共有者 (commoner) は明確に分かっている。
- ②共有資源は、創造され、管理され、維持される。そのために与えられた利用できる手段 (時間と空間、技術や資源の質) が用いられる。
- ③すべての共有者は、ルールや規約を決めたり、改正したりする過程に参加することができる。規約は、必要性を満たすようにコモンズを創造し、維持し、保全するのに役立てられる。
- ④共有者は、自分たち自身でその規約の尊厳を守る。規約が目的に適っているかどうか、絶えず評価する。
- ⑤時には目的に到達するように責任を課す。規約からの逸脱に対応する適切なルールを作っていく。制裁の程度や種類を、逸脱の程度や文脈にしたがって決定する。
- ⑥すべての共有者は、コンフリクトを解決するために空間と手段とを利用することができる。簡単にアクセスすることができ、直接的な方法で自分たちの間でコンフリクトを解消する。

- ⑦自分たち自身で問題を調整し、外部の権威もそれを尊重する。
- ⑧すべてのコモンズはより大きな全体の一部だと気づいている。異なるスケールでは異なる機関が機能するということは、互いに協定を結び、協力するのに必要である。

こうした原則は、共有資源の実態に即しているというよりも、今日の社会においてよりよく資源が管理されるための規範的な原則を示しているともいえます。コモン化という現在進行形の用語が用いられ、オストロムの研究が、資源をよりよく管理する制度の構築に向かっていったことを反映しています。また資源の範疇が広がることで、自然資源に限らない、より広い社会的な文脈で論じられる対象になっていきました。

オストロムが亡くなった年に発表された著書の中で、ハーヴェイはこの点を中心に鋭く批判しています (Harvey, 2012)。

ハーヴェイにとって都市は、コモン（共同的なもの）を生産する場であり、新自由主義のもとで民営化や囲い込み、空間管理が進むことによってコモンが失われていく状況にあるため、社会的諸関係の再構築（新しいコモンズ）が希求されている場であり、また広大なコモンそのものもあることを明らかにします。ルフェーブルのいう「都市への権利」²⁾を都市コモンズと照らし合わせ、それが「都市への権利」を要求する根拠でもあることを見出します。ハーヴェイの議論は複雑に展開しますが、いくつかの示唆に富む論点を提示しています。

まず、ハーヴェイは、自然資源のコモンズと文化コモンズの差異を検討します。オストロムの議論が、共有資源管理の問題の解決は私有権の確立か、中央集権的外部権威による統治かというような、市場か国家かという二分論ではなく、公的私的手段の豊富な組み合わせにあると指摘していることを評価します。しかし、森林や水などの天然資源から始められた議論が文化資源やさらにはグローバルな資源管理問題へと展開することについては、スケールを超えると問題も解決策も大きく変化するとして批判しています。また、ローカル・コモンズの資源管理は、管理主体の立場によって囲い込みや領有が有効な場合もあり、またそのことと関わってコンフリクトを生みやすいという指摘も重要です。

ついで、公共財とコモンについてその差異を検討します。国家権力や公的行政が提供する公共財がコモンズになるためには、人々の政治的行動による働きかけが必要であるとします。また、コモンズは不安定で可変的なひとつの社会関係として解釈されるべきものであることから、集団とそれを取り巻く環境が非商品的な関係を結んでいくことが「コモン化」すると捉えられることを明らかにします。たとえば人々の暮らしの中で培われたまちの雰囲気や魅力は、単に使用されるだけでは破壊されませんが、商品化され過度に濫用されることによって質が低下し、損なわれることがあります。またそこから得られる利益は、地代の上昇によって住民ではなく不動産業者や投資家に吸収され、従来の生活が奪われた住民に対して償われることはありません。

こうした議論はアーバニズムに即して議論されており、農村については、ルフェーブルにことよせて、自然との関係に対する消費主義的なアプローチと農産物の供給に

関わる生産主義的アプローチに触れつつ、伝統的農民は消えつつあり、農村は都市化して「都市と農村の分割が消え去った」とみなしています。都市住民の共同的なもの、コモンへの憧憬は、農村にも向けられているのではないでしょうか。人々は都市的な社会にのみコモンを見ているのではなく、むしろ農村生活に対する指向性の中にコモンを希求する新しい社会形成への手がかりがあるのではないかと私は考えます。

2) 田園回帰について

こうした動向の表れとして、日本では「田園回帰」という語で様々な議論が展開してきました。これは、東日本大震災の後、「地方消滅論」を主張する増田レポートと呼ばれる一連の報告（増田寛也, 2014）に対峙する論点として張られた小田切徳美氏をはじめとする論陣の立場を表すものといえます。増田レポートの当初の論点が人口の再生産構造に力点が置かれていたこともあり、「田園回帰」についても「1%戦略」という人口維持の観点から分かりやすく集落存続の可能性を考察する議論も登場しました（藤山浩, 2015）。小田切氏自身も、朝日新聞との共同調査の結果を強調しながら議論を展開してきた側面もあります。ただし、当初から、「…都市住民の農山村への関心が高まっている。これを、…（中略）…国民の『田園回帰』と呼んでおこう」「農山村移住という行動だけを指す狭い概念ではない」と述べられていたように（小田切2014, 176頁）、「田園回帰」は幅広い概念として提唱されました。農文協から10巻に及ぶ『田園回帰』シリーズが刊行されたことは、そのことを如実に表していると思います。

このシリーズの中でも第3巻『始まった田園回帰』（小田切・筒井一伸2016）では、今日の日本における「田園回帰」という現象を捉える構図が分かりやすく提示されています。具体的には、人口移動論的田園回帰から、移住者と農山村住民の相互関係を形成していく地域づくり、さらには都市と農村の間を人々が行きかうような対流型国土構造へと結びついていく構想が展望されます。現在の日本の農山村がおかれている地域の存続という課題の克服に向けた展望を拓くという意味でも、この枠組みが果たす役割は大きいといえるでしょう。

ところで、田園回帰に類する議論は、海外でも盛んにおこなわれてきました。たとえば、counter-urbanisationという語は、主として都市から非都市への人口移動に焦点を置いた社会変化に着目した考え方を表しており、1970年代からアメリカやイギリスなどすでに論じられ、今日でも議論は続けられています。「反都市化」と訳される場合もありますが、「田園回帰」の英訳語としては、この語が広く用いられているようです。人口論的田園回帰を表しているといった方がいいかもしれません。

移住というよりは、住宅などの建造環境に焦点が置いていているのが、rural-gentrificationという語で、「農村修築化」と訳したりします。gentrificationは、都市分野では「ジェントリフィケーション」という言葉としてすでに定着しつつあり、都市内部の再開発などと関連した議論が活発で、建築や計画分野も巻き込んで論じられています。社会学や地理学などの社会科学分野では、開発に伴う排除の問題を含む問題領域が扱われることも少なくありません。英語圏における農村研究の文脈で

も、都市住民の移住にともなう農村変化が、地価高騰や若者の排除など負の側面としてあらわれることも含めた考察がなされています。最近、日本の事例研究について論じられる際に用いられるようになってきている「農村空間の商品化」という言葉は、commodification of rural spaceの訳語です。日本では、地域振興と関連づけて用いられることが増えているようです。しかし、この英語が含意しているのは必ずしも積極的な側面ではないことも、今日の農村の変化をめぐる議論について、日本の現状は英語圏の事例を的確に比較し得る視座を獲得していないことの証左なのかもしれません。無謬性を前提にした意味では、rural gentrificationの語は地域づくりとしての田園回帰に対応しているといえそうです。

英語圏で、ruralisationという語が用いられるようになっている傾向は、ここにあげた語に対してもっと積極的な意味をともなっており、小田切氏が述べたような「都市住民の農山村への関心の高まり」としての田園回帰に合致しているように思います。また、言葉としては、urbanisationと対置される、幅広い意味を想起させる語でもあります³⁾。そこで本報告では、この語を念頭に置きながら、ひとつの座標軸を構成するものとします⁴⁾。

先にあげた、Privatalisation（私有化・私営化）—Commonisation（コモン化）とUrbanisation—Ruralisationのふたつの軸を交差させると、様々な事象をここに位置づけて理解できるのではないかというのが、本報告のねらいなのです。

3. 田園回帰とコモン化の構図

以上の考察を踏まえて作成したのが図1です。現代の地域的な諸事象を位置づけることのできる構図となることを企図しています。縦軸は、先に述べたコモン化に関して、私有化・私営化を対とした軸です。横軸は、urbanisationとruralisationの座標軸となります。I象限とII象限は先に述べたハーヴェイの議論に関連します。Iは新自由主義の局面で、かつては社会の近代化、現在ではグローバリゼーションを推進する営力と関連しています。IIは、社会的共通資本の局面であり、単純化のきらいはありますが、人々の生活する地域におけるまちづくりの取り組みや対抗する都市への権利の考え方

に関連します。IをIIへと志向するのがコモン化だと考えられます。これらはアーバニゼーションurbanisationの進行とともに生起する事象だと考えます。他方、ruralisationは、私有化や私営化をともなうIII象限では、農業や農村の近代化と関連

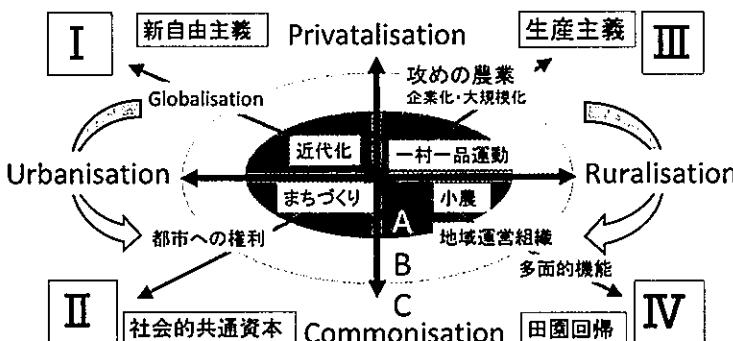


図1 田園回帰とコモン化の構図
（筆者作成）

します。ここは生産主義の局面で、かつてみられた一村一品運動は地域レベルでの特産農産品創出の試みと位置付けられます。大規模経営を志向し、農産物の輸出を促進するなどの攻めの農業を標榜する近年の考え方もその発展形といえます。しかし、すべての農山村が農林業の生産的空間に包摂されるわけではありません。そこから漏れる空間は、中心一周辺構造の末端地域として構造的に位置づけられたり、生産・生活空間そのものが都市市場における消費に直接さらされ、商品化される状況に追いやりられます（中川秀一, 2015）。

さて、この図にはもう一つの枠組みが組み込まれています。それはAで示されているような地域社会の領域と、Bの地域社会を超えた空間領域、さらに国家を超えることがあり得るようなC領域という空間的枠組みです。I～IIIにおける都市や農村の近代化やまちづくりは、A地域社会を単位とした取り組みです。しかし、社会変化への対応としてその延長上に表れているのは、Globalisationや社会的共通資本、農業の企業化や大規模化など、かつての地域社会の領域を超えたレベルで生じる現象です。

そして、IV象限が田園回帰の局面です。平成の市町村合併の過程で喪失された旧市町村が担っていた機能を集落よりも大きな空間的領域を範域とする地域組織を編成することで補完しようとする「地域運営組織」をここに位置づけることができます。生産主義に対する「多面的機能」の強調といった事象も、農村の機能について、かつての地域社会単位を超えた取り組みに関する事象といえるでしょう。都市的な社会や生活を志向するのではなく、農村における共同生活を志向する移住現象など、ここはコモンを創造しようとする嘗力が農村の再構築を通じて働く新しい磁場です。それは具体的にはどのようなことが考えられるのでしょうか。IV象限の現象をもう少し検討することから手がかりを探してみましょう。

4. 農村空間の商品化とコモン化

ここまで述べてきたように、ここには二つの問い合わせがあります。ひとつは、III象限の事象はどのようにしてIV象限へとコモン化することが可能になるのかという問い合わせ、もうひとつはその際に、旧来の地域組織が社会の変化にどう対応するか、組織の空間的関係性を広域化するような現象が、田園回帰の局面ではどう表れるかということです。

私は、IVにおける事象も、集落などのかつての地域範囲を超えて社会変化に対する適応がなされようとしていると考えられると思っています。農村空間はかつての地域社会に閉ざされた取り組みではなく、都市にも開かれた関係性のなかで再構成されていくので

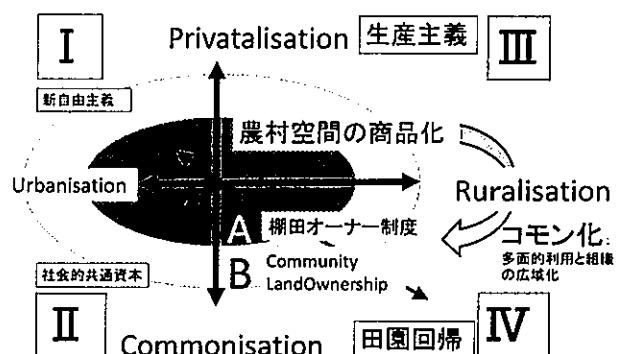


図2 農村空間の商品化とコモン化(筆者作成)

はないでしょうか。その過程では農村空間の商品化も一定の役割を果たします。これらはコモンの再創造の過程だと捉えることができます。つまり、ふたつの問い合わせがつながらっているのです。

今回の報告では、関連する事象として二つの例をあげてお話しさせていただきました。ひとつは、日本国内各地で行われている棚田のオーナー制度について、もうひとつは、スコットランドで広がりを見せているコミュニティ・ランドオーナーシップ(Community Landownership)の取り組みについてです。

1) 棚田オーナー制度：ネオ内発的発展論の典型

今年（2019年）の6月に棚田地域振興法が施行されました。この法律は棚田を「貴重な国民的財産」と位置づけ、棚田地域の振興を国の責務としています。棚田はどのようにして価値づけられるようになったのでしょうか、代表的な研究者である中島峰広氏が日本における棚田保全の歩みを明らかにしています（中島峰広1999, 2015）。棚田に関心を持つ人々の長い時間をかけた取り組みが、日本列島の農耕文化の景観としての価値を見出し、広めたのです。そして、棚田を保全するための取り組みは、棚田が存在する集落の人々だけではなく、多様な関わり合いのネットワークによって実現してきたことも知られています。そこでは、写真や映像、描画などさまざまなかたちで棚田景観が市場に流通したことでも寄与しています。すなわち農村空間の商品化の過程が棚田に関心をもつ人々を拡大してきたといえるのです。ただし、その利益が十分に棚田地域や保全に携わる人々に還元されているかどうかは、必ずしも明らかではありません。また、この仕組みで保全することができる棚田は、現状では限られていることも否定できません。しかし、棚田オーナー制度が示唆している重要な点は、地域資源としての土地管理を地域外の人たちの多様な関心とかかわりを通じて持続させることの可能性を提示していることでしょう。日本における棚田保全活動の事例とその広がりは、新しい農村発展の理論として、英国で研究されてきたネオ内発的発展論と呼ばれる動向に通じています（小田切徳美・橋口卓也2018）。

2) スコットランドのCommunity Landownership：農村におけるコモン化

コモン化は、制度的な共有地の創出を意味するものではありませんが、土地は地域の人々がコモンを作り出すうえで重要な基盤となり得ると考えられます。逆にいえば、土地を奪われることで地域の自律性が奪われることもあるわけです。日本における森林管理問題についても、所有者の不在や不明の状態が森林の利活用を妨げています。私的な管理・所有制度におかれ、いったん分散した土地資源をふたたび地域の管理下におくような施策はあり得るのでしょうか。

UKからの独立の機運が高まっていることが伝えられているスコットランドでは、西部の島しょ部の農村を中心に存続してきたcroft（小作）制度が、地域の自律的発展を妨げてきた歴史があります。グラスゴーやエдинバラ、イングランドの都市部だけではなく、中東やアジア、アメリカなどに住む土地所有者は、地域の開発に関心を持つ

ていませんでした。“Who Owns Scotland?” —スコットランドの土地をスコットランド人が取り戻すためにはどうしたらしいかは長く人々の重要な課題でした。したがって、スコットランドに議会が設立されると（1999年）、土地改革法が制定され、スコットランドの人々が土地を取り戻すための方策が示されました。これは、スコットランド政府は土地所有者が土地を売却する意思があるときに、地域の人が共同してTrustを結成して地域開発プロジェクトを計画すれば、優先的に政府が定めた価額で土地を取得することができるという制度であり、それがCommunity Landownershipなのです。この場合、トラスト（Community Trust）が共同で土地を取得する組織として設立されますが、その規模は、元の土地所有者の所有と範囲に依存しています。日本でいう地域社会の単位であるTownshipやCounty、Grazing Communityの範囲とは一致しないようです。

トラストの設立によってこれまで不在地主に支払っていた地代が自分たちの参加するトラストの収入となり、地域発展のためにすべて使用することが可能になりました。また、土地の利用の仕方も、トラストのメンバーとなった住民自身の裁量で決めることができる範囲が広がりました。その結果、風力発電施設を設置して電力事業を行ったり、サテライトオフィスを設立したり、住宅改修を行って若者が定住できる条件を整備するといったことを住民たちが参加、運営するトラストで行うことが可能になり、人々は試行錯誤を始めています（中川, 2017）。

スコットランドで始められているこうした取り組みは、地域共有の土地基盤を確立する制度が地域の自律的発展を促す可能性を示唆していると思います。ただし、トラストの規模は偶然性に左右される面があり、トラストに可能な事業はその規模に規定されていることにも注意が必要です（Rennie, F. et. al 2020）。

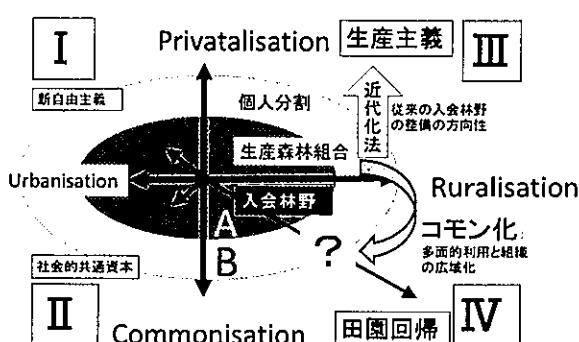


図3 入会林野の現代的位相
(筆者作成)

入会林野近代化法などにより個人所有に分割されたり、生産森林組合に再編し、農林業の生産機能の向上を促す枠組みが与えられてきました。いずれにしても基本的にはIII象限の範疇で課題の解決が図られてきたと捉えられます。しかし、森林そのものが生産材としての機能を減退させている状況では、生産森林組合の捉え方をIV象限の範疇へと移行させ、A領域からB領域へと再編する方策を探ることが問題解決の方向で

5. おわりに：入会・山村問題への含意

以上のような検討を、日本の入会林野との関係から考えてみたのが図3です。入会林野はもともとIVに位置づけられる存在でした。しかし、明治以降の林野政策は、入会林野を解体したり再編することによって近代的な法制度に適合させようとしてきました。官民有区分や部落有林野の統一事業、そして

はないかと考えられます。

コモン化は社会的に必要とされる方向性のひとつを示しており、入会林野についても解体だけではなくどのように再編することが可能かということをあらためて考えることもできるのではないかでしょうか。そのためには、日本の農山村における実践とその理論化についてもっと研究する必要があります。

関連する事例が示唆していることを要約すれば、ふたつの呪縛からの解放ということです。すなわち、地域社会が重層的空間構造に再編されつつある中で、入会林野や森林管理についても、集落や自治体の呪縛を解くような新たな空間組織への再編を模索すること、森林のさまざまな利用を可能にする制度設計によって生産主義の呪縛から解くことです。こうした観点から先行事例を分析することが求められているのではないかと思います。

謝辞 本稿は、2019年8月30日に高崎経済大学で開催された第11回東日本入会山村研究会での報告をもとに構成したものです。当日は、「田園回帰とコモンズ化」と題して講演を行いましたが、会場での議論において、元東京大学の永田信先生からいただいたコメントを踏まえ、本稿ではタイトルや用語を改めています。ほかにもたくさんのおいしいコメントをいただきました。参会者のみなさま、企画していただいた運営委員のみなさまに厚く御礼申し上げます。

- 1) 三俣学さんが本研究会すでに分かりやすく説明しています（三俣学, 2015）。
- 2) 「都市への権利」についてプラネタリー・アーバニゼーションの観点からの考察が、『空間・社会・地理思想』第21号（2018年）で翻訳され紹介されています。解題では、コモンとの関係も考察されています（北川眞也, 2018）。
- 3) 私たちは、『ルーラル』という翻訳本の中では、「農村化」と訳しました(Woods, M. 2011)。しかし今は、むしろ「田園回帰」が適切な訳ではなかったかと感じています。この本ではウッズの議論を参照しながら、ruralisationを、都市内部を含む社会全体において農村的な要素が浸透することと説明しています。
- 4) この点は、日本で広井良典がポスト資本主義として行っている議論（広井2015）の方がここでの座標軸に示すものに近いかもしれません。すなわちアーバニゼーションを20世紀的な価値意識とみなし、その延長上にあるハイパー資本主義へと向かう選択肢に対置される、もうひとつのあり得る選択肢を提起する考え方です。本稿では、その方向性を広い意味での田園回帰と表現しているともいえます。

文献

- 宇沢 弘文・茂木 愛一郎編(1994) :『社会的共通資本—コモンズと都市』東京大学出版会。
小田切徳美・橋口卓也 (2018) :『内発的農村発展論—理論と実践』農林統計出版。
北川眞也 (2018) :「解題 アントニオ・ネグリの〈大都市〉論」『空間・社会・地理思想』

第21号163-167頁。

- 中川秀一 (2015) :「日本の山村に関する研究枠組みの変遷—構造改革期以降の山村研究の視座構築に向けて—」『駿台史学』第152号 37-53頁。
- 中川秀一 (2018) :「農村空間の商品化と『田園回帰』」『地理』第63巻 6 号。
- 中川秀一・磯田弦・宮地忠幸 (2017) :「スコットランドにおける共有地創出の取り組み」、『2018年度日本地理学会春季学術大会予稿集』。
- 中島峰弘 (2015) :『棚田保全の歩み—文化的景観と棚田オーナー制度』古今書院。
- 中島峰弘 (1999) :『日本の棚田—保全への取り組み』古今書院。
- 広井良典 (2015) :『ポスト資本主義 科学・人間・社会の未来』岩波新書。
- 北条 浩 (2014) :『入会・入会権とローカル・コモンズ』御茶の水書房。
- 増田寛也 (2014) :『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』中央公論。
- 三俣 学 (2015) :「財産区制度の意義と課題」『東日本入会・山村研究会報』巻7巻4-16頁。
- Harding, G. (1968) : The Tragedy of the Commons, *Science* Vol. 162, Issue 3859, pp. 1243-1248 DOI : 10.1126/science.162.3859.1243
- Harvey, D (2012) : *Rebel Cities*, New Left Books Ltd. (森田成也ほか訳 (2013) :『反乱する都市』、作品社)。
- Ostrom, E. (1990) : *Governing the Commons : the Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.
- National Research Council (2002) : *The Drama of the Commons*. Washington, DC : The National Academies Press. DOI : 10.17226.10287. (茂木愛一郎, 三俣学, 泉留維監訳 (2012) :『コモンズのドラマ : 持続可能な資源管理論の15年』知泉書館)。
- Rennie, Frank・Shuichi,N.・Yuzuru,I (2020) Common land ownership and the reorganization of rural settlement systems in Lewis and Harris, Scotland (publishing soon) .
- Woods, M. (2011) : *Rural*, London and New York, Routledge. (高柳長直・中川秀一監訳 (2019) :『ルーラル : 農村とは何か』農林統計出版)。